

建設関連業務成績評定公表要領

(目的)

第1 この要領は、建設関連業務成績調書作成要領(以下「作成要領」という。)第10の規定に基づき、宮城県が執行する建設工事に係る設計、調査、計画、測量及び地質等の建設関連業務(以下「業務」という。)の成績評定の公表に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(閲覧方式による公表)

第2 成績評定の公表は、作成要領様式 1 号建設関連業務成績評定結果通知書(以下「通知書」という。)の写しによるものとし、その方法は次のとおりとする。

- (1) 本庁各課(室)発注に係る業務については、当該本庁各課(室)において閲覧方式により行うものとする。
- (2) 地方公所発注に係る業務については、当該地方公所において閲覧方式により行うものとする。

(公表日及び期間)

第3 公表は、原則として受注者へ建設関連業務成績評定結果通知書の送付後(説明請求の申し立てがあった場合は確定後)1か月以内に行うものとする。

2 公表期間は、原則として公表日から翌年度末までとする。

(公表一覧表の作成)

第4 本庁各課(室)長及び各地方公所長は、それぞれ県建設関連業務成績考査結果公表一覧表(以下「一覧表」という。)を作成し、通知書の写しと合わせて閲覧に供するものとする。

2 本庁各課(室)長及び各地方公所長は、建設関連業務成績評定結果通知書の送付後(説明請求の申し立てがあった場合は確定後)速やかに通知書の写しを各部局担当課へ提出するものとする。

(考査結果の複写)

第5 閲覧者が考査結果(一覧表及び通知書)の複写を希望する場合は、本庁発注業務については県政情報センターにおいて、地方公所発注業務については各県政情報コーナーにおいて写しを認めるものとする。当該写しの交付に要する費用については、行政文書の写し等に対して負担しなければならない費用の例による。

(ホームページによる公表)

第6 各部局担当課長は、業務を受注した企業の建設関連業務成績評定結果の平均点について、当該平均点が80点以上の受注者を当該年度の8月末日までに、各部局担当総務課(室)及び(班)のホームページで公表するものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

